

## 平成27年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成27年3月2日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度本巢市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第5 議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第2号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 本巢市職員の給与に関する条例及び本巢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第9 議案第5号 本巢市教育長の勤務条件に関する条例について
- 日程第10 議案第6号 本巢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第11 議案第7号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について
- 日程第14 議案第10号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 本巢市生涯学習施設条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第16号 本巢市教育集会所条例を廃止する条例について
- 日程第21 議案第17号 本巢市景観条例について
- 日程第22 議案第18号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第19号 根尾西辺地に係る総合整備計画について
- 日程第24 議案第20号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第25 議案第21号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第26 議案第22号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第27 議案第23号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第28 議案第24号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算について
- 日程第30 議案第26号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第27号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第32 議案第28号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第33 議案第29号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第30号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第35 議案第31号 平成27年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第36 議員派遣について

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 出席議員（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 堀部好秀  | 2番  | 江崎達己 |
| 3番  | 鏝本規之  | 4番  | 黒田芳弘 |
| 5番  | 舩渡洋子  | 6番  | 臼井悦子 |
| 7番  | 高田文一  | 8番  | 高橋勝美 |
| 9番  | 安藤重夫  | 10番 | 道下和茂 |
| 11番 | 中村重光  | 12番 | 村瀬明義 |
| 13番 | 若原敏郎  | 14番 | 瀬川治男 |
| 15番 | 後藤壽太郎 | 16番 | 上谷政明 |
| 17番 | 大西徳三郎 | 18番 | 鵜飼静雄 |

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

|                              |       |                |      |
|------------------------------|-------|----------------|------|
| 市長                           | 藤原勉   | 副市長            | 石川博紀 |
| 教育長                          | 白木裕治  | 総務部長           | 神谷義幸 |
| 企画部長                         | 大野一彦  | 市民環境部長         | 片岡俊明 |
| 健康福祉部長                       | 林正男   | 産業建設部長         | 大熊秀敏 |
| 林政部参事兼<br>部長心得兼根尾<br>総合支所長心得 | 小野島広人 | 上下水道部長         | 杉山敏郎 |
| 教育委員会<br>事務局長                | 岡崎誠   | 会計管理者兼<br>会計課長 | 村瀬敏勝 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 安藤正和

議会議事録 杉山昭彦

議 会 書 記 山 本 憲

---

## 開会の宣告

### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまから平成27年第1回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について、申し上げます。

議場内において、市長の行政報告及び所信表明の場면을放送関係職員に撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 江崎達己君と3番 鏑本規之君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間とし、3月3日、3月5日から15日、18日から25日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間とし、3月3日、3月5日から15日、18日から25日までを休会とすることに決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、出席しました会議等につきまして報告をさせていただきます。

2月6日、多治見市において、第273回岐阜県市議会議長会議が開催され、臼井副議長と出席しましたので、報告いたします。

初めに会務報告があり、その後、議案の審議に入りました。

第1号議案 道路法改正による管理者責務を果たすための支援について及び第2号議案 県及び

県土地開発公社の主体的な工場用地整備の取り組みについては瑞浪市から、第3号議案 リニア中央新幹線及び北陸新幹線の整備に伴う岐阜県内の道路網整備については下呂市からそれぞれ提案があり、全て原案のとおり採択されました。

続きまして、平成27年度負担金について、予算について、慶弔基金の拠出について、慶弔基金会計予算について、それぞれ提案説明があり、全て原案のとおり承認されました。

最後に、次期開催市を関市に決定し、閉会しました。

次に、2月17日、東京都千代田区の都市センターホテルにおいて、市議会議員共済会第109回代議員会が開催され、出席しましたので、報告いたします。

初めに、事務報告及び平成26年度上半期経理状況及び監査結果についての説明を受け、その後、議案の審議を行いました。

提出された議案は、議案第1号 平成27年度事業計画及び予算について、議案第2号 市議会議員共済会代議員会会議規則についての2議案であり、ともに可決されました。

次に、2月25日、ふれあい福寿会館において、平成27年第1回岐阜県市町村職員退職手当組合議会定例会が開催され、出席しましたので、報告をいたします。

組合議会の議長は、慣例により今年度は本巣市の議会議長が選出されておりますが、本巣市議会議長の交代により、前任者である若原議長の後任として私が選出されましたので、報告いたします。

また、提出されました議案は、議案第1号 岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例、承認第1号 岐阜県市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、議案第2号 平成26年度岐阜県市町村職員退職手当組合補正予算(第1号)、議案第3号 平成27年度岐阜県市町村職員退職手当組合予算の4件であり、原案のとおり可決、並びに承認されました。

次に、2月26日、本巣消防事務組合本部において、平成27年第1回本巣消防事務組合議会定例会が開催され、出席しましたので、報告いたします。

議案は、本巣消防事務組合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について、本巣消防事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、平成27年度本巣消防事務組合分賦金について、平成27年度本巣消防事務組合一般会計予算についての4件であり、審議の結果、全議案、原案のとおり可決されました。

以上、報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局に保管をしてありますので、申し出てください。

以上、報告とさせていただきます。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 鵜飼静雄君。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をします。

議会だより第45号につきましては、2月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、12月に開かれました第5回定例会の内容が主なものとなっています。表紙には、雪遊びをする根尾小学校の児童と雪だるまをつくる神海幼児園児を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された議案、一般質問、委員会報告、特集、審議結果及び各議員の表決、議員活動日誌の順に掲載し、最終ページには本巢市語り部ボランティアの活動の特集記事を掲載しました。

今回は、平成26年12月18日、25日、27年の1月9日、14日の計4回、委員会を開催しました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、5月1日発行の予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告とします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

5番 船渡洋子君。

#### ○5番（船渡洋子君）

おはようございます。

平成27年第1回もとす広域連合議会定例会が、2月12日から20日までの9日間の会期で本巢市役所本庁舎3階議場において開催されましたので報告します。

定例会に提出された議案は、人事案件2件、条例の制定3件、条例の一部改正5件、平成26年度補正予算3件、平成27年度当初予算3件の計16件でした。

人事案件のうち、もとす広域連合監査委員の選任については、現在の監査委員の任期が満了するため、後任として本巢市の三田村晃司氏の選任同意を求めるものであり、もとす広域連合公平委員会委員の選任については、現在の公平委員の任期が満了するため、後任として本巢市の高橋卓郎氏の選任同意を求めるものであり、2議案ともに同意されました。

条例の制定のうち、もとす広域連合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定については、新たに早期退職者募集制度が導入されたことに伴い、条例を制定するものであり、もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定については、介護保険法の一部改正により介護予防支援事業所の指定基準を条例で定めるものであり、もとす広域連合地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定については、介護保険法の一部改正により地域包括支援センターの指定基準を定めるものであり、条例の一部改正のうち、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成26年度の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものであり、もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については、平成27年度から29年度までの保険料率の設定等を行うため、所要の改正を行うものであり、もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について及びもとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着

型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、ともに地域密着型サービスの事業に関する国の基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであり、もとす広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、業務の専門性、特殊性に鑑み、支給を受ける者の範囲、支給方法について、所要の改正を行う内容の条例でした。

以上、条例の制定3件及び一部改正5件については所管する常任委員会に付託され、審議の結果、全議案、原案のとおり可決されました。

次に、平成26年度一般会計、介護保険及び老人福祉施設特別会計の補正予算3件については、それぞれ提案説明があり、関係する常任委員会に付託、協議の後、可決されました。

続いて、平成27年度当初予算3件については、一般会計4億9,630万円、介護保険特別会計70億2,950万円、老人福祉施設特別会計10億2,660万円の予算額となるもので、それぞれ提案説明があり、関係する常任委員会に付託、協議の後、可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告といたします。

なお、会議等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局に保管してありますので、申し出てください。以上でございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

次に、市長から行政報告及び所信表明をお願いします。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、初めに行政報告をさせていただきたいと思えます。

初めに、今年度策定をいたしました本巢市景観計画及び本巢市景観条例につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本市は、平成22年8月に本巢都市計画区域を新設し、新たなまちづくりを始めたところでございます。このまちづくりにおきまして、重要な要素の1つに町並みの景観というものがあ、我が国では平成17年に景観に関する総合的な法律、景観法が施行され、都市、農山漁村等における良好な景観形成を目的とし、良好な景観の形成に関する基本理念や国などの責務を定めるとともに、都道府県、市町村において、それぞれの地域ごとに景観計画の策定、その他の良好な景観形成のための規制等の施策を総合的に講ずることができると定められております。

本市におきましても、市内の豊かな自然と文化によって形成された数多くの景観を守り、発展させていくため、平成24年2月に景観行政団体となり、都市計画の方向性と足並みをそろえた景観行政を進めていくこととして、平成24年度から策定作業に入り、住民アンケート、景観計画策定委員会、住民説明会及び都市計画審議会等を経て、本巢市景観計画として策定させていただきました。

また、今定例会に上程させていただいております本巢市景観条例の制定につきましては、本巢市景観計画に基づき、中・大規模な建築物や開発などを行う場合、一定規模以上の行為を対象に届け

出をしていただき、色彩に関する規制を中心に、緑化や自然素材の活用等を努力規定としてお願いしていく予定でございます。なお、本条例の施行は、半年間の周知期間を設け、10月1日からの施行を予定しております。

さらに、屋外広告物法につきましても、現在県から権限移譲を受け、県の条例に基づき審査しておりますが、景観行政団体の市町村は独自で条例化が可能なため、今後、市の実情に合った条例化も進めてまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして御報告申し上げます。

東海環状自動車道は、2020年度の全線開通に向け、整備は着々と進んでおります。

本巢市内の現在の進捗状況につきましては、平成25年7月から用地の取得に向けた手続きが始まり、現在、2月末の時点で、市内の全地権者359名のうち、249名の皆様との補償を含めた契約が完了したとお聞きしております。地権者数の割合にいたしまして69.4%、取得面積では77.6%となっております。

また、昨年10月には本巢地区での本体工事が着工され、市内においても巨大な橋脚2基が姿をあらわしつつあり、目に見える形で整備が進んでいることから、市民の皆様の期待も高まってきております。

今後も引き続き用地買収の早期完了を目指し、未契約の地権者の皆様との契約締結が円滑に進みますよう、市といたしましても全面的に協力してまいります。

いずれにいたしましても、この東海環状自動車道西回り区間の整備が早期に進捗いたしますよう、引き続き国への要望活動に努めるとともに、市として協力体制を整え、整備促進に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、根尾幼稚園の整備状況につきまして御報告申し上げます。

根尾地域で長年幼児保育を担われてきた精華保育園が今年度末をもって閉園されることを受け、昨年の11月から工事に着手してございました根尾幼稚園の園舎につきましては、今月の9日に完成し、13日には、多くの御来賓をお招きし、竣工式と内覧会を行う予定でございます。

根尾幼稚園は、保育室2室、未満児室1室、遊戯室、プール等を備えた幼稚園で、4月6日には新たな園児を迎え入園式を行い、保育を開始する予定でございます。

次に、樽見鉄道株式会社に対する新年度の財政支援につきまして御報告申し上げます。

財政支援につきましては、昨年1月31日に開催されました樽見鉄道連絡協議会におきまして、平成27年度以降の樽見鉄道株式会社に対する財政支援は、毎年度の経営状況を確認しながら、当連絡協議会において協議することとされているところでございます。

昨年度における樽見鉄道株式会社の経営状況につきましては、昨年の9月4日開会の第4回定例会におきまして御報告申し上げているところでございますが、経常損益が7,678万7,000円の赤字ではございましたが、償却前損益は1,363万7,000円と黒字となっている状況でございます。当連絡協議会が取り決めております経常損失が8,000万円台と償却前損益の黒字という支援継続の判断基準を満たす決算でございました。

また、今年度の決算につきましても同判断基準を満たすことが見込まれる状況でありますことから、本年2月6日に開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、平成27年度の沿線市町による支援額を、固定資産税相当分の補助を除きまして、5市町合わせて、今年度と同額の9,500万円とすることが決定されましたので、御報告を申し上げます。

次に、平成27年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月18日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算のほか、条例関係5件、並びに人事案件2件の合計9件でございます。

まず、平成27年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,074万5,000円でございます。主に人件費の増額によりまして、前年度対比5.93%、1,404万円の増額となっております。

次に、平成27年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,240億4,223万2,000円でございます。主に保険給付費の増額によりまして、前年度対比0.81%、18億408万6,000円の増額となっております。

歳入におきましては、市町村支出金383億1,662万円、国庫支出金731億7,274万7,000円、県支出金181億9,093万2,000円、支払基金交付金903億2,439万4,000円及び繰越金34億200万円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、保険給付費が2,196億7,568万2,000円、保健事業費が7億8,288万1,000円とする事業が主なものでございます。

このほか、議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について及び議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてが提出されました。

提出されました9議案は、いずれも原案のとおり可決されましたので、御報告を申し上げます。

次に、平成27年第1回西濃環境整備組合議会定例会が2月27日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

提出されました案件は、平成26年度西濃環境整備組合一般会計補正予算（第1号）について、平成27年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法について、並びに平成27年度西濃環境整備組合一般会計予算についての3件でございます。

まず、平成26年度補正予算につきましては、一般廃棄物最終処分場の建設事業について、地下掘

削工事において想定外の地下水が噴出し、その対応に3カ月を要したことなどにより、年度内の完了ができないことから、4億2,000万円の繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、平成27年度組合経費の分賦金額及び分賦方法につきましては、ごみ処理関係分賦金11億8,283万2,000円及び屋内温水プール関係分賦金3,349万7,000円の合計12億1,632万9,000円を、構成市町の搬入量割、人口割、均等割により各市町の負担割合を定めるものでございまして、平成27年度の本巢市の負担額は全体の14.77%に当たる1億7,967万9,000円でございます。

次に、平成27年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億3,374万7,000円でございます。主に施設建設費の増額によりまして、前年度対比26.6%、5億7,416万6,000円の増となっております。

歳入におきましては、市町分賦金12億1,632万9,000円、ごみ処理手数料2億5,244万6,000円、ごみ処理施設建設に係る国庫補助金3億6,025万3,000円、財政調整基金及び施設整備基金からの基金繰入金2億5,470万2,000円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、ごみ処理に係る光熱水費等の需用費4億3,020万2,000円、溶融炉等の定期修繕に伴う工事請負費2億579万8,000円、一般廃棄物最終処分場の施設建設費1億9,935万1,000円、平成27年度から4カ年の計画で実施するごみ焼却施設の長寿命化計画に係る溶融炉等の基幹的設備改良に伴う工事請負費10億4,706万円及び一般廃棄物処理事業債の償還金及び利子2億7,656万3,000円が主なものでございます。

提出されました3議案はいずれも、原案のとおり可決されましたので、御報告申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

続きまして、所信表明を申し述べさせていただきます。

平成27年第1回本巢市議会定例会の開会に当たり、新年度予算を初め、提出議案の御審議をお願い申し上げるに先立ちまして、新年度における施策の大綱と私の市政運営に関する所信を申し述べさせていただきます。議員各位、並びに市民の皆様のなご一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は、平成20年3月に、市民の皆様の温かい御支援をいただき、本巢市長として市政をお預かりして以来、市政の推進に当たり、市民の皆様の声をよく聞く対話重視、現場主義、市民目線を基本姿勢に市政運営に努めてまいりました。

新年度におきましても、引き続きこうした市政運営を基本姿勢に、3つの基本方針と、重点的に取り組む6つの基本政策に基づき、「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」を推進してまいりたいと考えております。

本巢市は、合併し10年が経過しました。これからも、市民の皆様が、「本巢市に住んでよかった」「これからも住み続けたい」と実感していただくために、本巢市の特性である助け合いの心と人のぬくもりを基本に、本巢市が有する多様な自然・文化・産業を生かした地域づくりを、議員の皆様を初め、市民の皆様の参加、協力をいただきながら、さらに進めてまいりたいと考えております。

また、新年度は、市政運営の柱となります本巢市第2次総合計画の策定の年となります。合併10年の成果と課題を検証するため、今年度、市民アンケートや市民ワークショップの開催などを実施し、市民の皆様の声をお聞きいたしておりますが、こうした市民の皆様からの御意見なども踏まえながら、少子・高齢化と人口減少がますます進む次の10年、さらに「元気で笑顔あふれるまちづくり」の実現に向けた計画を、市民の皆様への参加、協力をいただきながら策定してまいりたいと考えております。

それでは、平成27年度予算の編成に当たり、市政を取り巻く国内情勢などにつきまして御報告を申し上げます。

我が国の経済は、長年、景気の低迷や厳しい雇用情勢が続いておりましたが、デフレからの脱却と経済再生の実現に向けた取り組みにより、国全体の状況は、内閣府の本年2月の月例経済報告で、「景気は、個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている」として、先行きについては、「雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」ともされております。

地方ではまだ実感に乏しいものの、景気は緩やかに回復しつつあります。今後も経済再生が早期に地方でも実感できるよう、国のスピード感を持った実効性の高い景気対策と経済改革に期待をしているところでございます。

また、国におきましては、経済再生に加え、喫緊の課題への取り組みとして、人口減少問題の克服と地域の活性化を目指した地方創生に国を挙げて取り組むことになりました。

この地方創生への取り組みとして、政府は昨年12月に、日本の人口の現状と将来の姿を示すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。

この中で、人口減少・超高齢化社会の原因を少子化と東京への一極集中とし、その対策として、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを進めていくとしています。また、この対策を国と地方が一体となって取り組むために、全自治体に対して具体的な施策を取りまとめた地方版総合戦略の策定を要請されているところであります。

本巢市におきましても、こうした国の取り組みに対応するため、新年度に、皆様の御支援、御協力をいただきながら、本巢市版の総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

それでは、こうした社会情勢を踏まえた新年度予算の取り組み方針につきまして御説明申し上げます。

まず、初めに、本市の財政状況を申し上げますと、合併以来、財源を確保するため、これまで行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画の着実な推進、歳出削減への積極的な取り組みや安定した市税収入の確保などに努めてまいりました。その結果、財政の健全化判断比率においても国が示す基準以下となっており、現段階では健全性は保たれていると言える状況でございます。

しかし、今後の財政見通しでは、歳入につきましては、国の経済対策により景気が緩やかな回復

基調にあることや、消費税率の引き上げにより地方消費税交付金などの収入増が見込まれるものの、本巢市では市税に次いで収入の多い地方交付税が合併10年後から始まりまず段階的縮減により、収入の減少が見込まれております。既に今年度から段階的に縮減されておりますが、国におきましては、こうした合併市における急激な収入減に対応するため、普通交付税の算定に当たり、新たな項目の設定による経費増を反映する方法に制度変更されることになり、この結果、平成31年度からの一本算定時の普通交付税額につきましては、当初想定していたような大幅な減少は避けられる見込みではございますが、市が自由に使える一般財源の総額が減少することにより変わりはなく、今後厳しい財政運営を強いられる見込みであります。

一方、歳出は、ますます進行する少子・高齢化により、医療や介護などに要する経費、いわゆる扶助費などの社会保障関係経費が増加しております。また、建物、道路、橋梁など公共施設の老朽化が進行し、施設の維持管理費や改修費も年々増加し、今後も多額の経費増が予想されております。こうした施設改修などは、今後、財政負担の平準化を図るため、中・長期の計画を策定し、実施していく必要があると考えております。

現在、本巢市は、経常収支比率は低く、弾力性のある財政構造であります。今後、歳入は減少し、歳出に占める義務的経費が増加することにより経常収支比率が上昇し、建設事業などに使用する投資的経費が減少していくという弾力性に乏しい財政構造になっていく懸念があります。

このように、今後の財政見通しでも、収入の減少と歳出の増加という、財政運営が厳しく、また難しい状況に引き続きあることから、将来にわたり財政の健全性を維持していくためには、収入に見合った歳出規模、財政構造にしていくことが必要であり、今後も引き続き行財政改革を推し進め、行政運営の原則である最少の経費で最大の効果を生み出す行政運営に努め、経常経費を削減するなどしていくとともに、事業を計画的に進めることで財政の健全性の維持を引き続き目指してまいりたいと考えております。

こうした本市の将来の厳しい財政環境を踏まえながら、平成27年度予算の編成に当たりましては、当面する国を挙げての地方創生と経済再生に取り組むため、市民の安全・安心のための防災対策を初め、建設事業を含めた景気・雇用対策や教育・子育て支援を充実・強化するための幼稚園、小・中学校の整備を重点的に行うこととしたため、新年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度当初比、率にして3.1%増、額にして4億7,000万円増の157億7,000万円となっております。

また、新年度予算では、「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」に向け、前年度に引き続き、景気・雇用対策、子育て支援、教育環境の整備、危機管理、高齢者対策、観光対策、環境対策、協働の推進、過疎対策、企業活動支援など、10項目の施策について点検・見直しを行い、新たな施策や拡充・強化のための予算を計上し、よりきめ細やかな予算編成に努めたところでもございます。

それでは、平成26年度3月補正予算に計上いたしました事業も含め、平成27年度予算の主な施策につきましては、「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の3つの基本方針と重点的に取り組む6つの基本政策に基づき、順次御説明を申し上げます。

初めに、「産業を育て元気なまちにする」ことについてでございます。

活力ある地域にするために、新たな企業誘致、観光の振興、特産品の開発などを推進し、元気なまちづくりを進めていくものでございます。

まず、産業活動に対する支援につきましては、将来に向けて活力ある元気な本巣市を築くためには産業の創出や雇用の場の確保が欠かせません。東海環状自動車道のインターチェンジの整備という立地条件を生かし、屋井工業団地を初め、市内への企業誘致を引き続き進めてまいりますとともに、操業を開始しました企業に対し企業立地促進奨励金を交付してまいります。

また、地域の活力向上を目指し、市内に立地しております企業の皆様との情報の交換、共有の場となります企業訪問や産業懇談会を引き続き実施してまいります。

また、2020年の東海環状自動車道の開通など、インフラ整備による都市構造の変化に対応するため、都市計画区域の見直しに向けた新たな本巣市都市計画マスタープランの策定に着手いたします。

さらに、市内での消費を喚起するため、国の地域消費喚起型交付金も活用し、新たにプレミアム商品券を発行してまいりますほか、本巣市商工会に対し、引き続き活動への支援と、商工会と連携を図りながら、本巣市の特性を生かした特産品の開発を支援してまいります。

景気・雇用対策につきましては、道路新設改良、道路舗装新設、用悪水路の整備などに加え、新年度も幼稚園、小・中学校の整備など、普通建設事業費を予算計上し、景気対策予算の重点配分に努めるとともに、市内の事業者への発注などを通じ、地域での雇用の場を確保してまいります。

また、屋井工業団地への進出企業の工場建設が進んでおりますが、進出企業に対し、本巣市民の雇用を働きかけるとともに、市民を雇用した場合には雇用奨励金を交付してまいります。

農業は本市の基幹産業でもありますが、農業従事者数の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の拡大など多くの課題に直面しております。こうしたことから、農業の振興を図るため、農地の集積・集約化と、担い手を育成するための農地中間管理事業に協力してまいります。

また、意欲のある新規就農者に対し、引き続き支援をしてまいりますほか、経営体などが実施する農業用機械や施設の導入経費についても引き続き助成をしてまいります。

また、本市の特産品の消費拡大を図るため、もとす振興公社が新たに取り組むインターネット販売のシステム構築を支援してまいります。

市北部の根尾、外山の両地域では、近年、猿、鹿、イノシシなどによる農作物被害が急増しております。これらの被害を抑えるために、現在、市の猟友会に捕獲委託を行っておりますが、捕獲後の処理について、新たに野生獣肉処理加工施設等の整備を支援することで、捕獲個体の適正な処理とジビエ料理への活用など、有効活用を促進してまいります。

また、猿の被害対策として、26年度に試験的に2カ所に設置しました群れごと捕獲するわなにつきましては、捕獲実績もあることから、新年度も2カ所増設し、農作物などへの被害の減少に努めてまいります。

さらに、築造後67年が経過した山口頭首工は、近年、老朽化による機能の低下が著しいことから、水量の確保と災害防止を図るため、国・県の支援を得ながら、新たに改修事業に着手いたします。

林業振興につきましては、引き続き沿道修景事業、間伐事業、市有林の整備、基幹林道の整備を

進めてまいりますほか、新たに、県の森林・環境税事業である清流の国ぎふ市町村提案事業の採択を受け、うすずみ公園周辺の山林で間伐等の森林整備及び遊歩道、展望台の整備等を実施し、前年度までに整備いたしましたうすずみの森等と一体的に散策できるよう森林整備を行ってまいります。

また、林道橋の適切な維持管理を行うため、市内の全林道橋を対象に、新たに林道橋梁点検事業を実施いたします。

観光振興につきましては、近隣地域との連携による観光振興が必要でありますことから、西美濃夢源回廊協議会での活動に加え、西美濃広域観光推進協議会と西美濃・北伊勢観光サミットへの参加活動を通じ、本巣市の観光宣伝に努めてまいります。

また、森林を観光資源として活用するため、今年度、認定に向け取り組んでおります森林セラピー基地及びロードを活用し、セラピーガイドの養成や活用ツアーの企画など、市北部地域への集客を図る森林セラピー事業を新たに行ってまいりますほか、あわせて、森林セラピーロードとして認定見込みの文殊の森のコースをガイドするためのアプリを新たに作成し、文殊の森への人の流れをつくってまいります。

また、本市の真の魅力を向上させ、より多くの方に訪れていただけるような仕組みづくりを行うため、魅力最大化誘客促進事業を引き続き行ってまいります。

さらに、本巣市を市の内外にPRするため、吉本興業の芸人が全国各地で地域に密着した芸能活動を行う「住みます芸人」を新たに誘致し、本巣市PR大使見習いとして市の魅力発信などPRを行ってまいりますとともに、引き続き、マスコットキャラクター「もとまる」を活用した広報宣伝活動を行ってまいります。

過疎対策につきましては、人口減少が顕著になっております市北部地域への移住・定住を推進するため、地域おこし協力隊員を引き続き根尾地域に2名の配置と、外山地区に新たに1名増の配置をするため、3名の募集をいたしております。地域おこし協力隊員が2代目となることから、地域おこし協力隊員に市としての具体的な活動方針の提示など、さらなる充実・強化を図ってまいりますほか、地域住民で構成されております外山地域街づくり委員会の皆様と地域おこし協力隊員との連携など、地域力の維持・強化を図ってまいります。

また、新年度も2泊3日の田舎暮らし体験事業を実施するなど、市北部地域の魅力の情報発信に努めてまいりますほか、市北部地域に移住・定住を希望する方が購入する新築住宅・中古住宅の購入費、借家の家賃などに対し、引き続きその一部を助成するなど支援をしてまいります。

さらに、子育て世代の市内全域への移住・定住を推進するため、新たに市南部地域に新築住宅・中古住宅を購入し、移住する45歳未満の方に対し、子供の人数に応じた加算を含め、購入経費の助成を行ってまいります。

協働の推進につきましては、地域が抱えるさまざまな課題について、市民の皆様がみずから考え、みんなで話し合い、そして一緒に解決していくことができる仕組みづくりが求められております。その取り組みの1つとして、今年度、合併10周年を記念して、市民の皆様みずからが企画し、運営、実施される事業に対し助成を行いました。大変盛り上がり、好評でございました。新年度におき

ましても、市民みずから企画、運営及び実施する方式を継続し、市の魅力の再発見と、未来に向けた郷土愛を育むなどの事業に対し、市民提案事業補助金として、引き続き助成をしてまいりますとともに、あわせて市民協働の推進を図ってまいります。

また、本巢市市民協働指針に基づく推進施策を検討するため、NPO法人等、市民活動団体の代表者などで構成された市民協働まちづくり推進委員会と具体的な活動の検討を進めてまいりますほか、NPO法人等が行う自主的な市民活動に対し、引き続き市民活動推進助成金を交付するなどの支援をしてまいります。

また、今年度より市政運営の柱となります本巢市第2次総合計画の策定に着手しておりますが、策定に当たり、市民の皆様へ、市民アンケートや市民ワークショップを通じ、参加、協力をいただいております。今後も基本構想及び前期基本計画の策定に当たり、パブリックコメントなどを通じ、引き続き協力をいただきながら策定してまいります。

さらに、人口減少問題の克服と地域の活性化を目指した国の地方創生に関連して、新年度予定しております本巢市総合戦略の策定に当たり、市民の皆様を初め、関係者の参加、協力もいただきながら策定してまいります。

次に、「安心して子どもを産み育てられるまちにする」ことについてでございます。

地域の中で安心して子どもを産み育てられ、心身ともに健やかに成長のできるようなまちづくりを推進していくものでございます。

まず、子育て支援につきましては、平成28年度からの市内全域での幼児園化に向け、真正幼稚園に未満児棟を増築し、保育ができるよう改修工事を実施してまいりますほか、糸貫東幼稚園の園児バスの購入などの整備を行ってまいります。

また、留守家庭教室事業につきましては、児童福祉法の改正を受け、平成28年度から現在の小学校3年生までの対象児童を6年生まで拡大するため、新たに外山小と根尾小に留守家庭教室を新設するとともに、他の6小学校の留守家庭教室につきましても対象児童の増加に対応できるよう改修工事を進めてまいります。

健康対策につきましては、本巢市健康増進計画に基づき、がん検診や生活習慣病予防のための各種健診事業や保健指導を、また安心して出産ができるよう妊婦健康診査事業を引き続き実施してまいりますほか、肺がんの早期発見と早期治療を行うため、40歳以上の市民を対象に新たに肺がん検診事業を実施してまいります。

また、子どもが欲しいと望んでいてもなかなかできない夫婦が特定不妊治療を受けた場合、不妊治療に要した費用の一部を助成いたしておりますが、新年度から助成額を倍増するとともに、一般・男性不妊治療に対しても不妊治療に要した費用の一部に対し新たに助成をしてまいります。

次に、「高齢者・障害者にやさしいまちにする」ことについてでございます。

高齢者や障害者が地域の中で安心して元気で暮らせるようなまちづくりを推進していくものでございます。

まず、高齢者対策につきましては、本巢市老人福祉計画に基づき、高齢者の異常等を早期に発見

し対応するため、民生委員、福祉協力員や日々訪問を主としております事業所などに御協力いただき、地域ぐるみで高齢者を見守る地域見守りネットワークの充実・強化に努めてまいります。

また、高齢者の外出の機会と交流を創出し、いつまでも元気に暮らすことができるようにするため、市内在住の65歳以上の高齢者を対象に、樽見鉄道の往復乗車券、うすずみ温泉入浴券及びうすずみ温泉食事助成券がセットになった利用券を交付するシニア元氣いきいき支援事業を新たに実施してまいります。

障害者対策につきましては、引き続き相談員の配置や、介護、訓練、通所などへの支援を行ってまいります。

また、重度の障害者の経済的負担の軽減と自立及び社会参加を促すために、外出でタクシーを利用する経費の一部を支援する重度障害者タクシー利用助成事業を新たに実施してまいります。

次に、「安全・安心なまちにする」ことについてでございます。

防災・減災対策を強化することで、地震等の災害に対し強いまちづくりと、犯罪などに巻き込まれない安全・安心なまちづくりを推進していくものでございます。

いつ起こるかわからない自然災害から市民の生命・身体・財産を守るためには、日ごろからの備えが重要でございます。このため、公助に加え、自助、共助の仕組みの強化も必要になりますことから、新年度も、自治会単位に設置されております自主防災組織に対し、引き続き防災資器材を購入する経費に対し助成金を交付してまいりますほか、地域の防災力を強化するため、自主防災組織の中で防災士の資格を取得する場合、受講料等に要する経費に対し新たに助成をしてまいります。

また、災害時に避難場所となる地区集会所の耐震化を促進するため、耐震補強工事に要する経費について、補助限度額と補助率を引き上げるとともに、地区集会所の太陽光発電システム設置に対しても引き続き助成をしてまいります。

また、地域防災力のかなめでもある消防団員の待遇改善を図るため、分団長以下の消防団員の報酬の引き上げと消防服の更新を行ってまいります。

また、地域の消防力を強化するため、消防団に配備しております消防積載車と小型動力ポンプを更新するほか、市の公用車の更新時期に合わせ、災害時に災害対応ができる小回りのきく車高の高い車を新たに3台配備し、平常時の見守り活動や災害時の安否確認、救助活動に生かしてまいります。

また、災害時の危機管理体制の強化と効率的な行政組織運営を図るため、庁舎などの統合について検討を進めてまいります。

また、本巢市内の大気汚染の状況をリアルタイムに把握し、市民の健康を守るため、岐阜県の協力を得て、真正分庁舎敷地内に大気測定局を設置してまいります。

また、交差点に設置していますカーブミラーが寒冷期等に曇り、通行に支障を来していることから、試験的に曇りどめのカーブミラーを新たに十数カ所設置し、更新に向けて、効果の検証をしてまいります。

さらに、市民が悪質商法などの犯罪に巻き込まれないようにするため、関係者の協力もいただき

ながら、賢い自立した消費者の育成に取り組んでまいります。

次に、「利便性の高い快適なまちにする」ことについてでございます。

豊かな自然と調和し、快適で利便性の高いまちづくりを目指し、道路網の整備や上下水道の整備などの生活環境基盤の整備、公共交通機関の充実などを進めていくものでございます。

まず、本市の利便性の向上に大きく貢献する東海環状自動車道西回りルートにつきましては、2020年度末の全線開通に向け整備が進められております。市内におきましても、用地買収も約8割と順調に進み、昨年10月には本巣市内でも初めて本体工事が着工となり、市民の皆様に見えぬ形で今後整備が進んでいくものと期待をいたしております。市といたしましても、今後とも用地買収の早期完了に向けた協力をしてまいりますとともに、早期に全線開通をしていただくよう、引き続き要望活動に努めてまいります。

また、市民の皆様からの要望の強い道路整備につきましては、集落間をつなぐ道路や通学路など、市民生活に密着した道路の整備を初め、東海環状自動車道へのアクセス道路や幹線道路の整備を引き続き進めてまいります。

また、市道の橋梁について、良好な維持と安全を確保するために道路法が改正され、市内の市道全ての橋梁の点検が義務づけられたことから、新たに橋梁定期点検事業を実施してまいりますとともに、市が管理する道路を安全で快適に利用していただくため、市道への落石や穴ぼこなどの早期発見や、簡単な点検による情報提供をしていただく市道メンテナンスサポーター事業を新たに実施してまいります。

また、快適な都市環境を整備するため、新年度より本巣市都市計画マスタープランの策定に着手いたしますほか、市の公共施設などの更新、統廃合、長寿命化などを今後計画的に行っていくため、新たに公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

高齢化社会を迎え、重要性が増しております公共交通につきましては、市営バスのさらなる利便性の向上に努めてまいりますとともに、近年、他県自治体で導入されておりますデマンド方式につきまして、引き続き検討を進めてまいります。

また、樽見鉄道につきましては、新年度におきましても、沿線5市町と協調し、引き続き支援してまいりますとともに、市内を走る岐阜バス路線で赤字運行となっております路線に対する支援につきましても、引き続き沿線4市町と協調して行い、市民の皆様の交通手段の確保に努めてまいります。

地球温暖化対策といたしましては、再生可能エネルギーの活用を推進するため、市内の小・中学校などの公共施設へ太陽光発電設備の導入を進めておりますが、新年度は小学校3校と中学校2校の計5校に設置してまいりますほか、市民が住宅に設置する住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費につきましても引き続き助成をしてまいります。

また、市内に設置されております防犯灯を、新年度も引き続き、水銀灯から、省エネ効果の高いLED灯具に交換してまいります。

上下水道の整備につきましては、本巣地域におきまして平成27年度の完成を目指し、引き続き公

共下水道の整備を行ってまいりますほか、災害に対応するため、耐震性の高い水道管への布設がえを引き続き進めてまいります。また、市内に点在する水道施設を適正に管理するため、一括監視のできる遠隔監視システムを引き続き整備してまいります。

次に、「元気なまちの担い手となる人材育成」についてでございます。

生涯にわたり学べる環境づくりを進めることで、元気なまちの担い手となる人材の育成を推進していくものでございます。

まず、教育環境の整備につきましては、地震に対応できる学校施設とするため、これまで実施してまいりました小・中学校の非構造部材を含めた耐震改修が平成26年度で全て完了いたしました。

また、近年の異常気象による暑さ対策として計画いたしておりました小・中学校へのエアコン設置につきましても、平成26年度に全ての教室に設置完了いたしました。

今後は、児童・生徒数の推移も考慮し、老朽化した施設を計画的に改修してまいります。新年度におきましては、真正中学校の増築及び本巣中学校の屋外運動場の整備をいたしますほか、糸貫中学校及び真桑小学校のトイレ改修、真正中学校、席田小学校及び真桑小学校の校舎などの屋上防水工事に向けた設計業務に着手いたします。

また、小・中学校における太陽光発電設備の設置につきましては、新年度、真正中学校、糸貫中学校、本巣小学校、弾正小学校及び一色小学校の5校へ設置いたします。残る未設置の3校につきましても、設置条件を検討しながら順次設置してまいりますほか、ヒートアイランド現象の抑制や砂の飛散防止などに効果があります校庭の芝生化につきましては、新年度、一色小学校校庭の整備に着手いたします。

さらに、学校のICT化を推進するため、小・中学校におけるパソコンの更新や電子黒板等電子教材設備の整備を引き続き実施してまいりますとともに、新たに全ての小・中学校の普通教室に実物投影機を整備し、学習の支援を図ってまいります。

また、学習支援、教育相談など、きめ細やかな指導を行うため、新年度も非常勤講師を増員し、各学校の実態に応じ配置してまいりますとともに、特別な支援を要する児童・生徒に対して、授業はもとより、学校生活の中での自立、仲間との人間関係の構築に向けた支援を引き続き実施してまいります。

生涯学習の支援につきましては、活動の場となります施設が安全で安心して利用できますように、新たに市民文化ホールの設備改修、真正体育センターの施設改修、真正テニスコートの人工芝改修、市民スポーツプラザの設備改修や人工芝改修などを行ってまいります。

また、地域の人材を活用した講座・教室等の充実、自主講座・サークルの育成など、市民の自主的な学習活動を支援いたしますとともに、専門知識を持つ地域の方に、放課後などに小・中学生に対し学習支援などのボランティア活動を行っていただく学力向上サポート事業を市内全域で開催するなど拡充をしてまいります。

青少年育成の推進につきましては、平和教育を推進するため、市内中学生に原子爆弾投下地域を訪問させることにより、核廃絶と平和のとうとさについて学習する青少年平和教育研修事業を新た

に実施してまいります。

また、平成24年5月1日に、本巢市は非核平和都市宣言をいたしておりますが、市民のさらなる平和への願いを醸成させるため、平和に関する特別展示の開催や「非核平和都市宣言のまち」の看板の増設と懸垂幕の設置などを行ってまいります。

歴史、文化の保存につきましては、本巢市にあります淡墨桜を初めとする貴重な文化財を次世代に継承するため、市民の皆様に広く知っていただき、文化財への認識を高め、ふるさとの再発見にもなりますふるさと学習ロマンプロジェクト事業を引き続き実施してまいりますほか、席田郡設立1300年記念事業として、船来山で出土した貴重な出土品を展示する船来山24号墳出土品里帰り展事業と催馬楽席田の雅楽演奏会を開催してまいります。

また、東海地方最大級の古墳であります船来山古墳群の詳細遺跡分布調査を引き続き実施してまいりますとともに、新年度は船来山古墳群基本構想を策定してまいります。今後とも、地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら、国の史跡指定に向けた取り組みを進めてまいります。

以上、市政運営に対する私の所信の一端と平成27年度予算案などの概要につきまして申し上げさせていただきますが、我が国は今、少子・高齢化が急速に進展しております。こうした社会の急激な変化に対応するため、国におきましては、経済再生、地方創生、社会保障改革など、地方にも大きな影響をもたらすさまざまな改革への取り組みが始まっております。私ども地方公共団体も改革を推し進め、これからも市民の皆様が「元気で笑顔があふれ、安全で安心して暮らせるまちづくり」に向け、市民、企業、行政が協働しながら取り組んでいかなければなりません。これからも、議員の皆様を初め、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、所信表明といたします。ありがとうございました。

**○議長（黒田芳弘君）**

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開をあの時計で10時45分といたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時23分 休憩

午前10時45分 再開

**○議長（黒田芳弘君）**

再開いたします。

---

**日程第4 報告第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度本巢市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度本巢市一般会計補正予算（第5号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年1月14日、別紙のとおり、平成26年度本巢市一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

本予算は、台風19号豪雨による災害の復旧に伴うもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万5,000円を増額するものでございます。

歳入は、分担金、県補助金、災害復旧債でございます。

また、歳出は、根尾高尾地内の農地の災害復旧工事でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

報告第1号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

**○副市長（石川博紀君）**

それでは、報告第1号につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書（第5号）の1ページをお開き願いたいと思います。

専決処分につきましては、昨年10月13日から14日にかけて発生いたしました台風19号豪雨災害による根尾高尾地内の農地のり面崩壊に伴う災害復旧経費をことし1月14日に専決をさせていただいたものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ129万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億5,679万5,000円とするものでございます。

続いて、4ページをお開き願いたいと思います。

第2表 地方債の補正でございますが、農林水産業施設災害復旧事業債を、限度額70万円、証書借り入れ、利率3%以内で借り入れするものでございます。

次に、7ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございますが、農林水産業費分担金として、受益者負担金18万円を計上しております。

その下、災害復旧費補助金として、補助限度額の50%の41万5,000円を計上しております。

また、その下、災害復旧債につきましては、先ほど地方債の補正で御説明いたしましたとおり、70万円を計上しております。

次に、8ページでございます。

歳出でございますが、農業災害復旧費として、工事請負費131万7,000円を計上し、また予備費で2万2,000円を減額し、収支を調整しております。

以上で、報告第1号 専決処分の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第1号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度本巢市一般会計補正予算（第5号））は、承認することに決定をいたしました。

---

日程第5 議案第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命についてでございます。

平成27年3月29日をもって任期が満了する大島等氏の後任として、小澤明年氏を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

教育委員会というのは、学校教育、あるいは生涯学習、文化、スポーツなど、多岐にわたって、その仕事の内容というふうになっていますが、したがって、そうした仕事の内容に合わせて、それぞれの専門家、あるいはそれに精通した人たちを教育委員として任命するのが正しいんだろうというふうに思っています。

そういう観点から、今回提案された人のことを云々するつもりはありませんけれども、現在の教育委員会の構成というのは、例えば学校教育、生涯学習、その他文化に精通している人を選んでいいのか、どういう状況になっているのか、その現状と、また今後の方針について伺いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑に対する答弁を教育長に求めます。

○教育長（白木裕治君）

教育委員の任命についてということですが、今、議員のほうからお話がありましたとおりでございます、幅広い分野ということございまして、文化関係ですね。そして教育関係、そして、あとPTA関係ですね。こういうほうも含めまして行っているところでございますし、それから生涯学習関係ですね。一方に偏ったということではなくて、幅広い分野からの人材をとということでお考えいただいているところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

念のためにお伺いしますが、現在の大島委員は学校教育の関係でしたかね。今度選ばれようとする人はそうではないわけですが、そうすると、バランス的にはどうなるんですか。例えば、今、PTAからも選ばれてますね。バランス的に偏るといことはございせんか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑に対する答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

お話しございましたように、大島委員長さんでございますけれども、教育関係者でございます。そちらのほうについて見識のあらわれる方ということで御着任いただいているわけでございますが、中身を御紹介申し上げますと、それ以外に学校関係ということで、教育関係者ということで、現在、汲田委員さんに御着任いただいているところでございまして、そういう面からは問題ないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第1号 本巣市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

## 日程第6 議案第2号から日程第22 議案第18号まで（上程・説明）

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議案第2号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第22、議案第18号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第2号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律の施行に伴い、消防団員の処遇の改善に努めるため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第3号 本巣市職員の給与に関する条例及び本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成26年8月の人事院勧告に基づき、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでござい

ます。

次に、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例を整理して所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第5号 本巣市教育長の勤務条件に関する条例についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、教育長の勤務時間、その他勤務条件に関し、必要な事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第6号 本巣市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第3号から第6号までの4議案の詳細につきましては、後ほど企画部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第7号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

国民健康保険税について、被保険者の負担軽減を図るため、保険税率を改正することとし、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど市民環境部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第8号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてでございます。

真正デイサービスセンターの利用者が減少したことに伴い、介護職員等の配置を見直すため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第9号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてでございます。

子ども・子育て支援法の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第10号 本巣市保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定に伴い、保育の実施に係る保育料の決定根拠を規定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号 本巣市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてでございます。

根尾幼稚園の設置及び子ども・子育て支援法の公布に伴う保育時間の変更、並びに本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定に伴い、保育の実施に係る保育料の決定根拠を規定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第12号 本巣市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定に伴い、保育の実施に係る保育料の決定根拠を規定するため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第8号から第12号までの5議案の詳細につきましては、後ほど健康福祉部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第13号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

早野地内にごございます市有地、旧の一般廃棄物処分場でございますけれども、これを多目的広場として整備することに伴い、当該施設の位置、利用時間、休業日及び使用料を追加するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第14号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてでございます。

学校体育施設の開放について、改修等による機能の変更に伴い、施設区分及び使用料を変更するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第15号 本巢市生涯学習施設条例を廃止する条例についてでございます。

生涯学習施設ながみねについて、社会教育施設としての利用を廃止するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第16号 本巢市教育集会所条例を廃止する条例についてでございます。

本巢市教育集会所北屋井集会所について、社会教育施設としての利用を廃止するため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第13号から第16号までの4議案の詳細につきましては、後ほど教育委員会事務局長より御説明を申し上げます。

次に、議案第17号 本巢市景観条例についてでございます。

景観法に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第18号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

都市計画区域内の既存公園、都市計画決定以外の公園でございますけど、これを都市公園に位置づけ、都市公園の整備及び保全を実現するため、都市公園法第2条の2の規定に基づく都市公園の設置等を定める必要があるため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第17号及び18号の2議案の詳細につきましては、産業建設部長より御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第2号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、議案第2号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、お手元の議案の概要の2ページをごらん願います。

初めに、改正の趣旨でございます。

消防団を中核といたしました地域防災力の充実・強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法による消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律が施行されたことに伴いまして、消防団員の処遇の改善に努めるため、分団長以下の報酬額について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第9条の報酬の改正でございまして、左の金額が改正前の年額の報酬でございます。右が改正後の報酬となっております。

この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第3号から議案第6号までの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それではまず、議案第3号 本巣市職員の給与に関する条例及び本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案の概要の4ページをごらん願います。

まず改正の趣旨でございますが、昨年8月の人事院勧告に基づきまして、本巣市職員の給与に関する条例及び本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、まず第1条で、本巣市職員の給与に関する条例の一部改正といたしまして、1点目として、条例第16条第2項に定めております単身赴任手当の基礎額を月額「2万3,000円」から「3万円」に、職員の住居と配偶者の住居との交通距離の区分に応じて加算される額の限度額を「4万5,000円」から「7万円」に引き上げるものでございます。

次に、第24条の管理職員特別勤務手当につきまして、従来の週休日等に加え、災害への対処等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲の額を支給するものでございます。

次に、第29条第2項第1号の一般職の勤勉手当についてでございます。昨年の12月に年間の支給割合を0.15月引き上げ、その引き上げ分を12月支給分に加算する改正を行ったところでございますが、今回、その引き上げを行いました0.15月を6月支給分と12月支給分に振り分けるものでございます。

次に、第29条第2項第2号の再任用職員の勤勉手当につきましても、一般職員と同様に改正をするものでございます。

続きまして、第3条の別表についてでございますが、民間賃金の低い地域における官民格差を踏まえまして、地域間の給与配分の見直しとして、給料表の水準を平均2%引き下げるものでございます。また、世代間の給与配分の見直しといたしまして、1級及び2級の初任給に係る号級の引き

下げは行わず、また50歳代後半層が多く在職する高位号級の給料月額につきましては、最大4%程度の引き下げを行うものでございます。

次に、附則といたしまして、給料の激変緩和のための経過措置といたしまして、本年3月31日にその者が受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの3年間に限りまして、その差額を給料として支給する現給保障を行うこととしておりまして、これとあわせて、当分の間の措置といたしまして、平成22年度から実施しておりました55歳を超える職員に対する1.5%の減額支給措置につきましても、平成30年3月31日をもって廃止するものでございます。

次に、第2条といたしまして、本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、第11条の2の管理職員特別勤務手当につきましては、一般職と同様に6,000円を超えない範囲内の額を支給するものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の31ページをごらん願います。

まず、改正の趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴いまして、関係条例を整理、改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、まず第1条として、この法律により、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育委員会の責任者として新教育長を置くこととなりますことから、本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表に定めております教育委員会の区分から「委員長」とその月額報酬を削除するものでございます。

次に、第2条といたしまして、この法律の改正によりまして、新教育長が常勤の特別職となりますことから、本巣市特別職報酬審議会条例に「教育長」を加えるものでございます。

次に、第3条につきましても、本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の第1条の特別職職員に「教育長」を追加し、第3条の別表に教育長とその給料月額を追加するものでございます。

次に、第4条につきましても、新教育長が常勤の特別職となりますことから、本巣市職員等の旅費に関する条例第14条に「教育長」を追加するものでございます。

次に、第5条につきましては、従前の教育長の給与、その他の勤務条件を定めております本巣市教育長の給与、その他の勤務条件に関する条例を廃止するものでございまして、新教育長の給与につきましてはこの条例の第3条で、その他の勤務条件につきましては別途条例を設けるものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行することとしておりますが、経過措置といたしまして、法律の規定により、教育長がなお従前の例により在職する場合におきましては、この条例による改正の規定は適用されず、従前の例によるものといたしております。

次に、議案第5号 本巣市教育長の勤務条件に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

できます。

議案の概要の37ページをごらん願います。

まず、制定の趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴いまして、関係条例を整理、改正するものでございます。

内容といたしましては、新教育長は特別職ではございますが、具体的な事務執行を行うことを鑑み、常勤とすること。また、勤務時間中の職務専念義務が課せられることから、具体的な勤務条件について規定する必要がございますことから、第2条におきまして、教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関しては、一般職の例によるものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日とございますが、前議案の条例と同様に、経過措置といたしまして、現教育長の任期中におきましては、この条例による規定は適用されず、従前の例によるものとしております。

次に、議案第6号 本巣市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

同じく、議案の概要の38ページをごらん願います。

まず、制定の趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴いまして、関係条例を整理、改正するものでございます。

内容といたしましては、新教育長の職務に専念する義務の免除される場合を規定するものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日でございますが、前議案の条例と同様に、経過措置といたしまして、現教育長の任期中におきましては、この条例による規定は適用されず、従前の例によるものとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（黒田芳弘君）

議案第7号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

#### ○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、議案第7号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

本巣市議会定例会議案の概要の39ページをごらんください。

本市国民健康保険税条例につきましては、平成22年度に税率改正を行い、以降、平成26年度分まで国民健康保険税条例の附則での改正を行ってまいりました。今回、被保険者の負担軽減を図るため、保険税率を本則で定め、その税率は据え置くこととするものでございます。

説明をさせていただくに当たりまして、昨年9月定例会一般質問におきまして、本条例の税率に

については本則へと改正するとの答弁をさせていただいておるところでございます。

附則で規定する場合、あくまで本則に付随するものであることから、本則と関係がない事項を規定することはありませんが、法規上、経過措置の意味合いが強いものと考えております。こうしたことから、多年にわたり附則での一部改正を行ってまいりましたことにつきましてはおわびを申し上げたいと思います。

次に、改正の内容について御説明をさせていただきます。

概要の45ページの新旧対照表をごらんください。

欄の右側でございます「平成22年度から平成26年度までにおける国民健康保険税の特例」を附則で定めていたものを、40ページから44ページ中を次のとおり一部改正するものでございます。

まず、第3条でございますが、世帯の加入者の所得に応じて計算されます所得割額の規定でございます。現行の「100分の8.6」を改正案の「100分の6.2」に改めるものでございます。

次に、第4条は、世帯の加入者に応じて計算をされます均等割額の規定であり、1人について、現行の「3万5,300円」を改正案の「2万5,100円」に改めるものでございます。

続きまして、第5条でございます。1世帯に幾らかと計算をされます平等割額の規定であり、現行の「3万900円」を改正案の「2万5,600円」に改めるものでございます。

次に、41ページから44ページをごらんください。

第23条につきましては、第1項は軽減の種類でございます。7割軽減の規定でございます。アの均等割額が現行の「2万4,710円」が「1万7,570円」へ、次にイの均等割額が現行「2万1,630円」が「1万7,920円」へ改めるものでございます。

同様に、42ページの最下段については、第2項は5割軽減の規定でございます。

続きまして、43ページの最下段の同条第3項は2割軽減の規定となっております。

改正の内容につきましては、7割軽減と同じでございます。

また、新旧対照表中の特定世帯につきましては、国保に加入をされていた方が後期高齢者医療制度へ移られたことにより、その世帯の国保加入者が1人だけになる世帯を指し、最長で5年間平等割額が2分の1に軽減をされます。

さらに、特定継続世帯につきましては、被保険者が単身となる世帯に係る保険税の負担緩和のため、軽減割合を4分の1に縮小し、さらに3年間を延長しているものでございます。

この条例の適用は、平成27年4月1日とさせていただきたいと思っております。

以上で、議案第7号の補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（黒田芳弘君）

議案第8号から議案第12号までの補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

#### ○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、議案第8号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案の概要の46ページでございます。

この改正の趣旨、内容につきましては、現在、真正デイサービスセンターは、条例の規定により、定員を20人としております。また、ここでの職員配置につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準により規定されておまして、定員20人に対しては、生活相談員が1人以上、看護師兼機能訓練指導員が1人以上、介護職員2人以上の合計4人以上を配置することとされております。

しかしながら、ここ近年、真正デイサービスセンターは利用者が減少しており、15人を超すような利用が見込まれない中、現行より少ない職員配置でサービスが提供できるということから、この基準において、定員を20人から15人に下げることにより、職員配置が生活相談員、看護師兼機能訓練指導員、介護職員、各1人以上の合計3人以上となることから、今後、介護職員等の配置を見直すに当たって、真正デイサービスセンターの定員数についての改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

続きまして、議案第9号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の48ページでございます。

まず、この制定の趣旨から申し上げますと、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の公布に伴い、市町村が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者の負担額を定めるため、この条例を定めるものでございます。

また、内容としましては、子ども・子育て支援法に基づく支給認定を受けて利用する特定教育・保育施設、つまり認定こども園、幼稚園、認可保育所及び特定地域型保育事業では、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の利用者負担額について、政令で定める額を上限として、規則で一体的に定めるものであります。

なお、この条例の施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

続きまして、議案第10号 本巣市保育所条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の49ページでございます。

この改正の趣旨につきましては、本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定に伴い、保育の実施に係る保育料の額の決定根拠を規定するため、所要の改正を行うものであり、その内容といたしましては、保育の実施に係る利用者負担額について、本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を制定することで、この適用を受けられるように改正するものであります。

また、子ども・子育て支援法の公布に伴い、公立保育所の利用者負担額については、地方自治法に規定される公の施設の使用料に該当することとされたことにより、公債権として整備するため、徴収根拠を新たに規定するものであります。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

続きまして、議案第11号 本巢市の保育の実施及び市立幼児園条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の51ページでございます。

この改正の趣旨につきましては、根尾幼児園の開園に伴う所要の改正及び子ども・子育て支援法の公布に伴い、支給認定区分による通常保育時間の改正、並びに本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定に伴い、保育の実施に係る保育料の額の決定根拠を規定するため、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、根尾幼児園の開園に伴い、名称を根尾幼児園として、構成施設を根尾保育園、根尾幼稚園とします。位置につきましては、本巢市根尾高尾775番地1として追加をいたします。

また、子ども・子育て支援法の公布に伴い、保育必要量として、標準時間認定、短時間認定を受けた保育園児に係る通常保育時間について改正をするものであります。

なお、保育の実施に係る利用者負担額につきましては、本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を制定することで、この適用を受けるよう改正するとともに、公債権として整理するため、徴収根拠を新たに規定するものであります。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

続きまして、議案第12号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の55ページでございます。

この改正の趣旨につきましては、本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定に伴い、保育の実施に係る保育料の額の決定根拠を規定するため、所要の改正を行うものであります。

また、その内容といたしましては、保育の実施に係る利用者負担額については、本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を制定することで、この適用を受けるよう改正するとともに、月途中における入退園について、その利用日数に応じた日割り計算を行うよう改正するものであります。

また、子ども・子育て支援法の公布に伴い、公立施設の利用者負担額については、地方自治法に規定される公の施設の使用料に該当することとされたことにより、公債権として整理するため、徴収根拠を新たに規定するものであります。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

以上でございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第13号から議案第16号までの補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

**○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）**

まず初めに、議案第13号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

お手数ではございますが、お手元に配付しております議案の概要57ページをお開きください。

まず、改正の趣旨であります。早野地内にあります当該市有地につきましては、現在、消防団の練習場や地域のゲートボール場として利用されておりますことから、当該施設を多目的広場として、波トタンなどで囲われていたフェンス等を整備し、新たに体育施設に加えるもので、本条例の改正を行うものであります。

改正の内容といたしまして、1つ目として、別表第1（第2条関係）で、施設の名称、早野多目的広場及び位置、本巢市早野169番地を新たに加えるものであります。

2点目として、別表第2（第5条関係）、施設の利用時間及び休業日を新たに加えるものであります。

第3点目といたしまして、別表第3（第11条関係）で、施設の使用料を「1時間50円」として新たに加えるものであります。使用料の算定根拠としましては、同等の規模の施設と同額の料金設定といたしております。

施行日につきましては、平成27年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第14号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案の概要60ページをお願いいたします。

改正の趣旨といたしましては、本巢小学校、席田小学校及び一色小学校につきまして、施設区分及び使用料を変更するため、所要の改正を行うものであります。

1点目として、本巢小学校の体育館のミーティングルーム第1及び第2につきましては、現在、留守家庭教室として使用しており、今後も留守家庭教室として使用、整備することから、機能を廃止するものであります。

2点目として、本年度、体育館の大規模改修をいたしました席田小学校の体育館にミーティングルーム第1及び第2を増設したため、当該施設を追加するものであります。

3点目といたしまして、一色小学校の体育館の時間当たりの使用料につきまして、他の施設との整合性を図るために使用料を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、本巢市立学校体育施設開放条例の別表第10条を改正するものであります。

1点目といたしまして、本巢小学校体育館のミーティングルームを廃止いたします。

2点目として、席田小学校体育館のミーティングルームを追加し、使用料を設定いたしました。使用料の算出根拠といたしましては、廃止前の本巢小学校体育館ミーティングルームと同額の1時間100円の料金設定としております。

最後に、一色小学校の体育館の使用料につきまして、面積的基準及び使用可能競技の面を考慮し、同程度施設の使用料との均衡を図るものであり、現行の「200円」から「300円」に改正するもので

あります。

適用関係で、施行期日といたしまして、平成27年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第15号 本巢市生涯学習施設条例を廃止する条例について、補足説明をさせていただきます。

本巢市生涯学習施設につきましては、青少年の健全な心身の発達と生涯学習活動を促進することを目的に、生涯学習施設として設置しておりましたながみねにつきましては、南舎の取り壊しが完了し、社会教育施設としての利用を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第16号 本巢市教育集会所条例を廃止する条例についてであります。

本巢市教育集会所北屋井集会所につきましては、地域住民の社会教育活動を助長するため設置しておりました北屋井集会所につきましては、地元北屋井集会所として位置づけるため、本条例を廃止するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（黒田芳弘君）

議案第17号及び議案第18号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

#### ○産業建設部長（大熊秀敏君）

議案48ページから56ページの議案第17号 本巢市景観条例について、補足説明をさせていただきます。

説明につきましては、議案の概要62ページをごらんください。

1の制定趣旨でございますが、良好な景観形成の促進を目的といたしました国の景観に関する総合的な法律であります景観法に基づきまして、本巢市も平成23年度に景観行政団体の位置づけを行い、翌平成24年度からその核となる本巢市景観計画の策定につきましては、市の上位計画である総合計画の位置づけのもと、作業を進めてまいりました。その間、市民の意向の確認のための住民アンケート、住民説明会、パブリックコメントの実施や学術専門家、岐阜県、地元関係団体の長、市関係各課の御指導を得て、計画案の策定作業を終了いたしました。

残る法的手続であります市都市計画審議会での意見聴取につきましても、さきの1月19日に開催をさせていただき、最終的に本巢市景観計画の確定をさせていただきました。

今回、この計画を受けまして本条例を制定するものでございますが、次に説明いたします基本的な手続の内容等につきましては、既に景観計画の中におきまして定義されているものになっております。

2の制定内容でございますが、具体的な手続になります2つの内容について説明をさせていただきます。

(2)の届け出を要する行為につきましては、先ほどの住民アンケートにより、緩やかに規制をかけていってほしいという市民意見から、対象物を中・大規模な建築物等に限定をして届け出制度を実施していくことを条例で規定するものでございます。

届け出内容につきましては、既に景観計画で定義されておりますが、具体的な規制内容としましては、マンセル数値による色彩規制が中心であり、その他は数値による規制はほぼなくしております。また、数値規制をする色彩に関しましても、アクセント的な使い方をする部分等には緩和も設けてあります。

届け出の予定としましては、昨年度ベースで試算した結果、建築物等に関しては、市内における建築確認申請全体件数の約5%ほどの該当を想定しております。

(3)の景観配慮事項の確認につきましては、緩やかな規制でスタートする中、届け出にかからない残りのほとんどの小規模な建築物、工作物に関しましても、本巢市での景観に対する意識だけは持っていただきたいという意見が策定作業の中で委員から出され、確認票という形で、景観配慮事項への配慮状況の提出を自由記載方式でお願いすることになりました。

位置づけとしましては、あくまで提出内容とも努力規定の範疇において条例に規定するものでございます。

なお、この条例の施行期日は、他市の運用に倣い、市民関連業者の方への半年間の周知期間をとった後、平成27年10月1日からの予定でございます。

続きまして、議案57から58ページの議案第18号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

説明につきましては、議案の概要63ページをごらんください。

1の改正趣旨でございますが、本巢市の公園につきましては、当条例において、現在、23公園が定義されております。しかしながら、この中で、都市計画決定され、都市公園の位置づけがされている公園は、敷波と田鶴公園の2カ所のみ指定となっております。都市公園の面積につきましては、市町村への普通交付税の算定根拠や、間接的ではありますが、東洋経済の住みよいまちランキングの快適度指数にも採用されており、既に存在する一般公園からの都市公園化について、従来より検討を進めてまいりました。

今回、県の都市公園課と協議の上、借地や農政補助事業等、別事業でつくられた経緯のあるものを除き、条件のない、かつ既存である4公園、土貴野ばら、席田きく、一色ほたる、春近親水公園については、都市計画決定を行わず、都市公園化することに承諾をいただき、これを受けまして、今回、条例の構成の見直しを含め、改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、(1)の都市公園の設置につきましては、現在、本条例におきまして、都市公園と都市公園以外の公園を一覧表にて定義をしておりますが、本来、法的には都市公園は告示行為で定義されることになっているため、他市の事例に倣い、今回の4公園の都市公園化を機に、現在の一覧表による定義から外し、今後、都市公園につきましては告示で定める旨の規定に改定するものでございます。

この告示につきましては、現在の2つの都市公園とあわせ、今回、6つの都市公園の公告に関して、現在、並行して決裁を起案中でございます。

(2)の都市公園の変更、廃止につきましても、同様の趣旨での改定を行うものでございます。

(3)の都市公園以外の公園の定義に関しましても、都市公園同様、法的に条例で規定する必要はなく、こちらも他市の事例に倣い、法令に準拠した形で、今回規則の中においてその表示の規定をするものでございます。

その他の技術基準等に関する記述等に関しては、今回、特に変更するものではありません。

この条例の施行期日は、先ほどの都市公園告示公布の日からでございます。

以上でございます。

---

### 日程第23 議案第19号及び日程第24 議案第20号（上程・説明）

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第23、議案第19号 根尾西辺地に係る総合整備計画について及び日程第24、議案第20号 本巣市東辺地に係る総合整備計画の変更についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第19号 根尾西辺地に係る総合整備計画についてでございます。

現在の根尾西辺地に係る総合整備計画の期間が平成26年度で終了するため、新たに計画を策定するものでございます。

次に、議案第20号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

既に策定いたしました本巣東辺地に係る総合整備計画について、事業の追加及び事業費の増により内容を変更するものでございます。

以上、議案第19号及び20号の2議案の詳細につきましては、企画部長より御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

議案第19号及び議案第20号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第19号 根尾西辺地に係る総合整備計画につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の59ページ、60ページ、それと議案の概要の67ページをそれぞれごらんいただきたいと思います。

根尾西辺地計画につきましては、平成22年3月の議会定例会におきまして計画の議決をいただきましたが、計画期間が平成26年度で終了となりますことから、今回、新たに平成27年度から31年度までの5カ年の計画を策定するものでございます。

本辺地の区域につきましては、議案の概要の67ページにございます事業計画位置図に太線で囲っ

ておりますところが辺地の区域でございまして、根尾長嶺以北から根尾大河原までの8地区でございます。

辺地の中心は、根尾長嶺248番地でございます、辺地度点数は227点であります。

次に、整備計画の事業といたしましては、議案の60ページの総合整備計画書の3. 公共的施設の整備計画をごらん願います。

まず、市道についてでございますが、根尾越波地内の市道根尾83号災害防除事業及び同じく市道根尾83号の舗装事業を計画しております、事業費を1億8,220万円といたしております。

次に、林道につきましては、根尾能郷地内の林道檜ヶ島線及び林道中上原線の舗装事業、根尾越波地内の林道折越線及び猫峠線の改良事業を計画しております、事業費は6,860万円でございます。

市道及び林道を合わせまして、総事業費を2億5,080万円といたしております。

各事業の施行箇所につきましては、先ほどごらんをいただきました事業計画位置図にそれぞれ記載をさせていただきます。

続きまして、議案第20号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の61ページ及び議案の概要68ページをそれぞれごらんいただきたいと思います。

本巣東辺地に係る総合整備計画につきましては、昨年3月定例会におきまして計画の議決をいただき、計画期間が平成30年までとなっておりますが、今回、事業の追加及び事業期間の延長等に伴いまして、計画の変更を行うものでございます。

本辺地の区域につきましては、議案の概要の68ページの事業計画位置図に太線で囲っておりますところが辺地の区域でございまして、木倉、川内、長谷地区の一部が本辺地の区域でございまして、辺地の中心は外山1811番地1で、辺地度点数は151点でございます。

変更の内容につきましては、議案の概要の69ページ、総合整備計画変更参考資料の新旧対照表をごらん願います。左が変更前、右が変更後となっております。

初めに、2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、世帯数の減少に伴いまして、「151世帯」を「149世帯」に変更するものでございます。

続きまして、3の公共的施設の整備計画でございますが、市道につきましては、長谷地内の市道本巣3014号線舗装事業におきまして、区間の延長により事業費900万円を増額し、また木倉地内の市道本巣3078号線舗装事業におきましては、計画期間の延長、さらに川内地内の市道本巣3063号線舗装事業の計画期間内における事業費の変更によりまして、市道のトータルといたしまして、事業費を900万円増額し、1億2,200万円とするものでございます。

次に、林道につきましては、川内地内の林道猪ノ谷線舗装事業の計画期間の延長と事業費を550万円増額するとともに、新たに林道猪ノ谷線改良事業を計画いたしましたことによりまして、事業費330万円を新規計上したことによりまして、林道のトータルといたしまして、事業費を880万円増額し、2,500万円とするものでございます。

合計で、変更前の事業費 1 億2,920万円を 1 億4,400万円とするものでございます。  
各事業の施行場所につきましても、事業計画位置図に記載をさせていただきます。  
以上、補足説明とさせていただきます。

---

#### 日程第25 議案第21号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第25、議案第21号 もとす広域連合規約の変更についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第21号 もとす広域連合規約の変更についてでございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の第5条に規定する介護保険法の一部改正を初めとする関係法令の改正により、低所得者保険料軽減負担金を組織市町から支弁するため、もとす広域連合規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

##### ○議長（黒田芳弘君）

議案第21号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

##### ○総務部長（神谷義幸君）

それでは、議案第21号 もとす広域連合規約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の70ページをごらん願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、平成27年4月施行の介護保険法の一部改正に伴い創設されます介護保険料に係る低所得者保険料軽減負担金を、法令等の規定により、組織市町の被保険者数に基づいて算出し、当該組織市町から受けることとするため、組織市町の負担金の分賦割合について、当広域連合規約の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1第4条第1号の事務の部に追加するものでございまして、介護保険特別会計低所得者保険料軽減費について、介護保険関係法令等で規定する基準による算出額割を100%とするものでございます。

現行の保険料は50%でございますが、本年4月1日より45%に引き下げられます。その5%分について、各市町で負担するという改正内容でございます。

この規約は、平成27年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

##### ○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第21号 もとす広域連合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

もう少し時間がかかりますが、どうでしょうか。あと10分か15分ぐらい。

〔「そのまま」と呼ぶ者あり〕

そのまま続けます。

---

## 日程第26 議案第22号から日程第28 議案第24号まで（上程・説明）

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第26、議案第22号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてから日程第28、議案第24号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第22号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億121万9,000円を減額するものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金の増額と、臨時福祉給付金支給事業費補助金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、財政調整基金等繰入金の減額などでございます。

歳出の主なものとしたしましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した事業費の新規計上と、臨時福祉給付金給付事業費、社会資本整備総合交付金事業費、小学校の太陽光発電設備設置事業費を減額するものなどがございます。

また、プレミアム商品券発行事業など13事業につきまして、繰越明許費の設定をお願いするものがございます。

詳細につきましては、後ほど副市長より御説明を申し上げます。

次に、議案第23号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定につきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,127万円を追加するものがございます。

歳入の主なものとしたしましては、特別調整交付金を増額するものがございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、平成25年度の療養給付費等負担金に係る還付金等を増額するものがございます。

次に、議案第24号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,262万3,000円を追加するものがございます。

歳入の主なものとしたしましては、普通徴収保険料を増額するものがございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、保険料等負担金を増額するものがございます。

以上、議案第23号及び24号の2議案の詳細につきましては、市民環境部長より後ほど御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

議案第22号から議案第24号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、副市長及び担当部長に補足説明を求め、その後に質疑を行います。

---

#### 日程第29 議案第25号から日程第35 議案第31号まで（上程・説明）

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第29、議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算についてから日程第35、議案第31号 平成27年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ157億7,000万円でございます。前年度予算額に比べ4億7,000万円、3.1%の増額となっております。

歳入の主なものとしたしましては、市税が総額50億7,001万4,000円でございます。

内訳といたしましては、市民税につきましては、主に平成26年度実績見込み額の減により104万2,000円の減額、固定資産税につきましては、主に評価がえに伴い1億257万1,000円の減額となっております。

地方交付税につきましては、総額37億5,000万円でございます。主に合併算定がえ縮減額の増によりまして、1億6,000万円の減額となっております。

国庫支出金につきましては、総額13億2,516万2,000円でございます。主に社会資本整備総合交付金4,072万円1,000円の増、中学校校舎増築事業負担金6,228万円の増、臨時福祉給付金支給事業費と事務費の補助金で7,646万2,000円の減、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費と事務費の補助金の4,308万6,000円の減などによりまして、前年度予算額よりトータルでは193万6,000円の増額となっております。

県支出金につきましては、総額9億1,619万円でございます。主に農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金4,460万円の増、鳥獣被害防止総合対策交付金2,065万6,000円の増などによりまして、前年度予算額より7,490万6,000円の増額となっております。

繰入金につきましては、総額11億1,019万9,000円でございます。主に学校教育施設等整備基金繰入金1億1,000万円の増、財政調整基金繰入金1億8,000万円の増などによりまして、前年度予算額より1億9,620万3,000円の増額となっております。

市債につきましては、総額13億9,070万円でございます。主に合併特例債3億2,760万円の増、学校教育施設等整備事業債1億1,520万円の増などによりまして、前年度予算額より2億9,434万7,000円の増額となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費関係では、公共施設等総合管理計画策定事業に1,100万円、第2次総合計画策定事業に746万円、社会保障・税番号制度対応システム改修事業に2,750万1,000円、社会保障・税番号制度の通知カード・個人番号カード関連事務に1,227万9,000円などを計上いたしております。

民生費関係では、障害者介護・訓練等給付費に4億2,173万円、留守家庭教室整備事業に6,483万1,000円、福祉医療助成事業に4億226万4,000円、臨時福祉給付金支給事業に4,872万3,000円などを計上いたしております。

衛生費関係では、肺がん検診事業に587万4,000円、一般・男性不妊治療費助成金に289万円、大気測定局局舎建設事業に754万9,000円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金に3,366万7,000円などを計上いたしております。

農林水産業費関係では、農地中間管理事業に4,632万5,000円、野生獣肉処理加工施設整備事業に7,642万8,000円、山口頭首工改修事業に512万3,000円、林道橋梁点検委託事業に1,750万円などを計上いたしております。

商工費関係では、商工会振興補助金に2,753万3,000円、企業立地促進奨励金に3,517万4,000円、魅力最大化誘客促進事業に300万3000円などを計上いたしております。

土木費関係では、通学路改善対策事業に6,350万円、大構橋橋梁架設事業に1億3,560万円、橋梁

の定期点検事業に4,000万円、都市計画策定事業に329万4,000円、その他道路新設改良事業や用悪水路整備事業を引き続き推進するための予算を計上いたしております。

消防費関係では、消防団充実・強化事業に1,449万2,000円、自主防災組織活性化補助事業に491万6,000円、防災備蓄品整備事業に300万円などを計上いたしております。

教育費関係では、真正中学校増築事業に3億6,879万9,000円、小・中学校太陽光発電設備設置事業として1億5,012万7,000円、真正幼稚園園舎改修事業に3億22万5,000円、船来山古墳群基本構想策定事業に515万4,000円などを計上いたしております。

以上、一般会計予算の詳細につきましては、後ほど副市長より御説明を申し上げます。

次に、議案第26号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億8,300万円となり、前年度予算より4億9,500万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に保険財政共同安定化事業交付金の増によるものでございます。

次に、施設勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,300万円となっております、前年度より1,000万円の減額でございます。

減額の要因といたしましては、主に備品購入費の減によるものでございます。

次に、議案第27号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,900万円となっております、前年度予算より2,500万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

以上、議案第26号及び27号の2議案の詳細につきましては、後ほど市民環境部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第28号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,100万円となっております、前年度予算より3,600万円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に施設整備工事費の減によるものでございます。

次に、議案第29号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,100万円となっております、前年度予算より1,200万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に北野、春近及び早野地区の処理施設管理費の増によるものでございます。

次に、議案第30号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億800万円となっております、前年度予算より1億1,400万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に本巢地区処理施設整備費の増によるものでございます。

次に、議案第31号 平成27年度本巢市水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入支出それぞれ5億8,400万円となっております、前年度予算より2,800万円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に水道料金収入の減、特定収入仮払消費税振りかえの減によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は、主に企業債の増によりまして、4,571万6,000円増額の4億371万6,000円、資本的支出は、主に配水設備拡張費及び企業債償還金の増によりまして、4,800万円増額の5億7,800万円となっております。

以上、議案第28号から第31号までの4議案の詳細につきましては、後ほど上下水道部長より御説明を申し上げます。

以上、今議会に提出いたしました全議案につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第25号から議案第31号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、副市長及び担当部長に補足説明を求め、その後に質疑を行います。

---

**日程第36 議員派遣について**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第36、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

---

**散会の宣告**

**○議長（黒田芳弘君）**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月4日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

